



下水道のおはなし

**下水道が使えるようになったら
接続はお早めに**

下水道が整備され、使用できる状態になると、各家庭の台所や浴室などからの排水は、すみやかに下水道に接続していただくこととなります。

筒井・浜・北黒田・西古泉の方で、下水道が使えるようになった地域の方は、6か月以内に排水設備を設置しましょう。

3年以内にトイレの水洗化を

筒井・浜・北黒田・西古泉の方で、くみ取り便所の方は、下水道が使えるようになってから3年以内に水洗便所に改造しましょう。

工事は指定工事店に

工事は、町の指定工事店に申し込んでください。指定工事店の一覧は町ホームページに掲載しています。

融資あっせん制度

下水道が使えるようになってから3年以内に行う接続工事について、町が利子を負担する制度です。ぜひご利用ください。

受益者負担金

下水道が整備されると、その区域の中に土地を持っている方、または地上権、質権、賃貸借権（一時使用の場合は除く）などでその土地に権利をもっている方は受益者となり、一度だけ負担金を納めていただきます。

金額

1㎡あたり350円に、皆さんの所有している（または権利のある）土地の面積をかけると負担金総額となります。

受益者負担金決定の手続き

7月に申告書を送付しますので、内容を確認して記名・押印のうえ返送してください。その後、受益者負担金額を決定し、8月中旬に決定通知書と納付書をお送りします。（昨年度以前に決定した負担金は8月から納期ごとに納付書を送付します）

下水道使用料

下水道を使い始めると、下水道使用料が必要になります。

問 上下水道課下水道業務係

☎ 985-4126

融資あっせん額（工事1件につき）		
対象工事	くみ取り便所から水洗便所へ	浄化槽を廃止し下水道に接続
融資額	5万円～50万円	5万円～20万円
利子	町が負担	
償還方法	毎月1万円	

受益者負担金（土地1筆あたり）		
面積	金額	
100㎡（30坪）	35,000円	
200㎡（60坪）	70,000円	
300㎡（90坪）	105,000円	
400㎡（120坪）	140,000円	
429㎡（129坪）以上	（上限）150,000円	

下水道使用料単価表（消費税含む）			
種別	上水道使用水量（1か月につき）	使用料	
一般汚水	基本料	5㎡まで	630円
		5㎡を超え10㎡まで	1,050円
	超過料（1㎡につき）	10㎡を超え20㎡まで	115.5円
		20㎡を超え30㎡まで	126円
		30㎡を超え50㎡まで	147円
		50㎡を超え100㎡まで	168円
湯屋汚水	1㎡当たり	26.25円	

例) 上水道を21㎡使用した場合 1,050円(10㎡までの基本料金) + (115.5円×10㎡) + (126円×1㎡) = 2,330円

